

面会の取り扱いに関する規程

1. 目的

本規定は療養環境の維持と患者さん・家族等との関係性の尊重を図りつつ、安全で円滑な医療体制を確保することを目的として、当院における面会の取り扱いについて定めるものである。

2. 基本方針

当院は、患者さんの社会的つながりの維持及び療養上の安心の確保の観点から、面会について原則として制限を行わない方針とする。

ただし、以下の場合には、患者さんの安全及び療養上の確保の観点から必要な範囲で面会方法の調整を行うことがある。

3. 面会可能時間

面会時間は、11時から20時までとする。

ただし、患者さんの状態や診療上の都合により調整する場合がある。

4. 面会者

面会者は、患者さんの家族、親族、知人等とする。

患者さんの希望により、その他の関係者の面会を認める場合がある。

5. 面会時の留意事項

面会者は以下の事項を遵守すること

- 患者さんの療養環境を妨げないこと
- 病棟職員の指示に従うこと
- 面会時は病棟の所定の用紙に記入をすること
- 感染症症状（発熱、咳嗽など）がある場合には面会を控えること
- 面会は病室で行うこと
- 面会時は手指衛生及びマスクの着用を行うこと
- 大人数での面会や小さなお子様との面会は控えること
- 面会はなるべく短時間で行うこと

6. 面会制限を行う場合

次のような場合には、患者さんの安全確保の観点から、面会方法を制限する場合がある。

- 感染症の流行期
- 患者さんの治療・処置中
- 重症患者さんの療養環境確保が必要な場面
- 医療安全上必要と判断される場合

7. 規程の周知

本規程は院内掲示、ホームページ等により患者さん及び家族等へ周知する。

2026.5月作成